

介護給付費の過誤調整の手引き

過誤調整とは

千葉県国民健康保険団体連合会にて審査決定された（※）介護給付費について、誤りが判明し取り下げが必要な場合に、事業者から保険者に対して過誤申出をする必要があります。

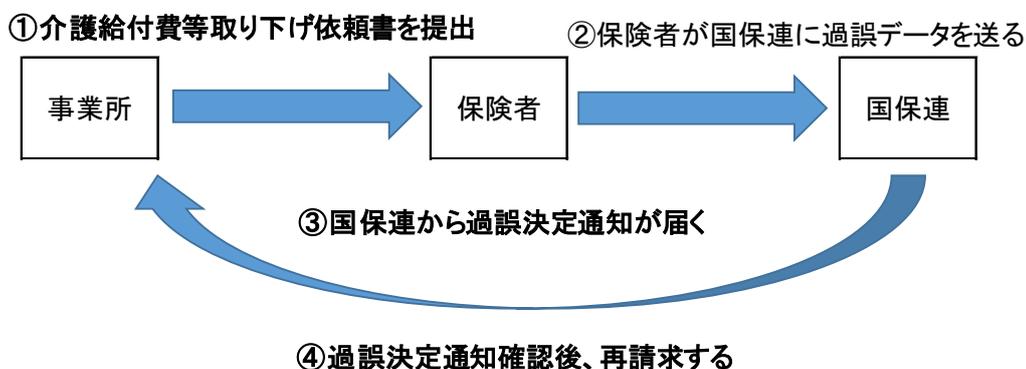
※「審査決定された」とは、事業所に支払いが確定されているものです。

返戻になっている場合は取り下げ依頼の提出は不要です。誤りを訂正し再請求してください。（返戻または保留になっているかは、国保連から届く「返戻（保留）一覧表」をご確認ください。

過誤調整の方法

○通常過誤

※太字が事業所に関係するもの
③と④は15日×切の翌月となります。



具体例) 10月請求分の一部に誤りがあり、1月10日に取下げ依頼書を提出(①)
(誤請求 50万円 正請求 40万円の場合)

1月審査分(2月25日払)と相殺調整される。

100万円(1月10日までの請求分) - 50万円(過誤分) = 50万円(事業所へ支払われる金額)(③)

2月10日までに再請求(④)をした場合

2月審査分(3月25日払)と同じになる。

100万円(2月10日までの請求分) + 40万円(再請求分) = 140万円

	1月払	2月払	3月払
例月支払分	100万円	100万円	100万円
過誤分	0円	▲50万円	40万円
合計	100万円	50万円	140万円

○同月過誤

件数が多い等で、通常過誤で調整をすると相殺された結果マイナスになってしまふ場合に、千葉県内の事業所に限り同月過誤という方法があります。

1月20日頃までに当市に依頼書を提出した場合

2月10日までに再請求をする

↓

2月25日の支払分から過誤した分がマイナスされると同時に再請求分が+される

例) 10月請求分の一部に誤りがあり、1月20日に取下げ依頼書を提出
(誤請求 200万円 正請求 150万円の場合)

例月の請求が100万円とすると、200万円過誤調整すると100万円は相殺するものがないので、納付書での支払いとなってしまふ。

これを同月過誤の処理にすると、

2月審査分(3月25日払)

100万円(2月10日までの請求分) - 200万円(過誤分) + 150万円(再請求分) = 50万円(事業所へ支払われる金額)となる。

	1月	2月	3月
例月分	100万円	100万円	100万円
過誤分	0円	0円	▲50万円
合計	100万円	100万円	50万円

※なお、同月過誤を希望の場合は、事前に可否を判断しますので、必ず市川市へご連絡ください。

過誤調整の注意点

○ケアマネージャーが提出する給付管理票の訂正と事業所の取下げ依頼を同時に行うことはできません。給付管理票の訂正を優先してください。

○審査結果が「返戻」「保留」となっている請求については、取下げ依頼を提出する必要はありません。正しい請求に訂正し、再請求してください。

○Hから始まる被保険者については、生活支援課へ直接取下げ依頼書を提出してください。